

財 関 第 7 9 0 号
令和 6 年 8 月 15 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関 税 局 長 高 村 泰 夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、第1については令和6年8月21日から、第2及び第3については同年8月30日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。